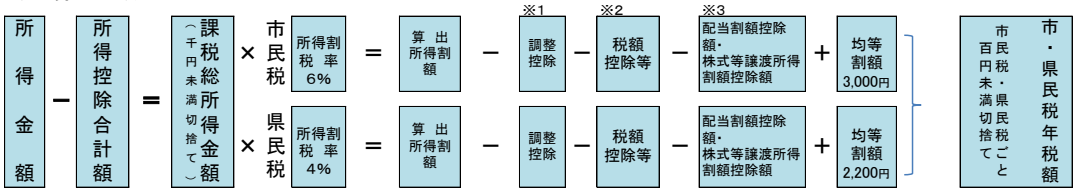


◎税額の計算方法・税率について

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて、次の図式によって計算します。また、市民税・県民税と併せて森林環境税(国税)が課税されます。税率は年額1,000円です。

【税額計算の手順】



【市民税・県民税の税率】

(1) 均等割

市民税 3,000円
県民税 2,200円(みやぎ環境税1,200円分含む)

(2) 所得割

課税総所得金額×税率＝所得割額

市民税 6 %
県民税 4 %

【※1 調整控除】

所得税と市県民税の人的控除の差に基づき税負担増を調整するために、市県民税所得割から一定の額を控除します。

【合計課税所得金額が200万円以下】

次の①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%・県民税2%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合には、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

【合計課税所得金額が200万円超】

①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%・県民税2%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合には、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
普通障害	1万円	扶養(一般)	5万円
特別障害	10万円	扶養(特定)	18万円
同居特別障害	22万円	扶養(老人)	10万円
寡婦	1万円	扶養(同居老親)	13万円
ひとり親	5万円(女性)	勤労学生	1万円
	1万円(男性)	基礎	5万円
納税者本人の所得金額		900万円超	950万円超
		950万円以下	1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円
	老人	10万円	6万円
配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円
	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円

*調整控除については、合計所得金額が2,500万円超は対象外

【※2 配当控除(税額控除)】

配当所得(利益・配当等)に対する税額控除率

種類	課税所得金額	1000万円以下の部分		1000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

【非課税の範囲】

1 非課税者

(イ)生活保護法による生活扶助を受けている方

(ロ)未成年者(平成19年1月3日以降の出生者)、障害者、ひとり親、寡婦で前年中の合計所得が135万円以下の方

2 均等割非課税者

前年の合計所得金額が「34万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+16万2千円+10万円」以下の方。

ただし、同一生計配偶者又は扶養親族がいない場合は、44万5千円(34万5千円+10万円)以下の方。

3 所得割非課税者

前年の総所得金額等が「35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+32万円+10万円」以下の方。

ただし、同一生計配偶者又は扶養親族がいない場合は、45万円(35万円+10万円)以下の方。

※非課税基準の判定には、扶養控除の対象にならない16歳未満の扶養親族の数を含まず。

【※2 住宅借入金等特別税額控除(税額控除)】

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年もしくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税 住宅借入金等特別控除の額の3/5を控除

県民税 住宅借入金等特別控除の額の2/5を控除

【※2 寄附金税額控除(税額控除)】

前年中に次の①～③の寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税6%、県民税4%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)

①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

②宮城県共同募金会または日本赤十字宮城県支部に対する寄附

③所得税法等に規定されている寄附金控除のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、宮城県または名取市の条例で定めただし①の寄附金が2千円を超える場合には、その超える金額に下表の区分に応じた割合を乗じて得た額が加算される。(特例控除額)

市民税 下表の割合を乗じて得た額の3/5

県民税 下表の割合を乗じて得た額の2/5

※所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円超	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

【※2 外国税額控除(税額控除)】

所得税から控除しきれない場合、一定の金額を限度として、県民税、市民税の順番で控除します。

市民税の控除限度額: 所得税の控除限度額×18%

県民税の控除限度額: 所得税の控除限度額×12%

【※3 配当割額控除額・株式等譲渡所得割控除額】

配当割額・株式譲渡所得割額に対する控除

市民税 配当割額・株式譲渡所得割額の3/5を控除

県民税 配当割額・株式譲渡所得割額の2/5を控除